



みなみそらま

がんばろう南相馬

号外 第1号

平成 23 年 4 月 20 日



ボランティアの皆さんがきれいに洗浄

津波で流出 思い出の品を持ち主に

津波で流された持ち主の分からない写真や賞状などの「思い出の品」を縦覧し、本人の所有物と確認できたものは持ち帰ることができます。

期間 4月19日(火)から当分の間

9時～16時

(土・日曜日、祝日も行います)

場所 栄町柔剣道場
持参物 運転免許証など本人確認できるもの

問合せ 環境衛生課 ☎ 24 5 2 3 1

問合せ 防災安全課 ☎ 24 5 2 3 2

放送内容 生活情報、安否情報、医療情報、交通情報、教育情報、市からの各種お知らせ など

市では、東日本大震災に伴い、生活関連情報や交通情報、安否情報などを市民の皆さんに迅速、適切にお伝えする「FM放送局」を開設しました。

定時放送 9時、13時、17時から

約60分間



みなみそらま FM 79.5 メガヘルツ

放送時間は9時～18時

市税等

申告・納付等の 期限延長について

平成 23 年 3 月 11 日以降に市税に係る申告や納付などの期限が到来するものは、その期限を延長します。

なお、延長する期間は、改めてお知らせします。

税目：個人市県民税 法人市県民税

軽自動車税 国民健康保険税

問合せ 税務課市民税係 ☎ 24 5 2 2 6

税目：固定資産税

問合せ 税務課資産税係 ☎ 24 5 2 2 7

軽自動車税

課税の停止について

次のような車両は、申立（電話可）によって課税を停止します。

- ・津波によって車両が流され不明である場合
- ・津波による浸水などによって、車両が使用不可となった場合
- ・道路や構築物の損壊などによって、車両が損傷を受け使用不可となった場合
- ・廃車の手続きが出来ない場合

申立先・問合せ 税務課市民税係 ☎ 24 5 2 2 6

自動車税

課税の延期等について

- 1 福島県では、平成 23 年度の自動車税の定期課税（例年 5 月課税・5 月末納期限）を延期します。延期する期間は未定です。
- 2 災害に遭われた自動車に係る自動車税の救済措置については、現在検討中です。
- 3 災害の影響によって 3 月 31 日(木)までに廃車（抹消登録）の手続きを行えなかった自動車に係る自動車税の救済措置についても、現在検討中です。

なお、抹消登録は、福島ナンバーは福島運輸支局、いわきナンバーは福島運輸支局いわき自動車検査登録事務所にお問い合わせください。

問合せ 税務課

(県庁西庁舎 3 階、税務システム課内)

☎ 024 (521) 7729

FAX 024 (521) 7981

✉ zeimu@pref.fukushima.jp

福島運輸支局 ☎ 024 (546) 0345

いわき自動車検査登録事務所

☎ 050 (5540) 2016



東日本大震災関連の情報は、携帯電話でも見ることができます。
【南相馬市災害対策本部 ☎ 24 5 2 3 2】